

0-1 人吉市の被災者支援情報

広報：広報ひとよし

No	【更新日】	内容	対象・詳細	手続	連絡先	URL	QR		
1-1	【20200828更新】	生活再建支援コールセンターの電話番号が変わりました ⇒0966-22-2125	罹災証明、生活再建相談、住まい等に関する相談ができます。	■受付時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く） ■電話番号：0966-22-2125		https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/aviaw/757/13680.html			
1-1	【20200831更新】	人吉なりわい再建サポートセンターの開設。 ※事前予約制	事業者のためのワンストップ総合窓口です。 なりわい再建支援補助金や持続化補助金など相談できます。	■事前予約制（050-3532-8757） ■受付時間：9時～17時（土日祝除く） ■相談窓口：人吉商工会議所	人吉商工会議所 0966-22-3101	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/aviaw/755/14953.html			
1-1	【20201001更新】	建築関係者に、住宅の修理や再建の相談ができます。	住宅修理・再建に関する ■電話相談（無料） ■現地休日相談（無料） ■被災住宅へ相談員を現地派遣（無料）	■住宅修理等の無料電話相談：096-384-0131（平日13:00～16:00） ■現地休日相談（無料） 相談場所：味岡建設株式会社人吉支店内スペース（人吉市西間下町1132-1） 相談日時：土曜日及び日曜日（13:00～16:00） ■被災住宅へ相談員を現地派遣（無料）：096-384-0131（平日13:00～16:00）まで連絡		https://www.pref.kumamoto.jp/soshibi/115/51279.html			
1-4	【20200805更新】	住民票等の交付手数料が免除されます	■各種証明書：住民票・戸籍謄本・印鑑登録証明書・マイナンバーカードの再交付・納税証明書・所得証明書・課税証明書・資産評価公課証明書など ■対象：令和2年7月豪雨で被災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方	■各窓口で被災証明書又は被災証明書を提示されてください	市民部 市民課 市民係 0966-22-2111（内線1211）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/aviaw/58/13881.html			
2-1	【20200804更新】	賃貸型応急住宅について ■入居期間：入居時から2年間 ■家賃（月額）の基準 ・2人以下の世帯：5.5万円 ・3人から4人以下の世帯：6万円以下 ・5人以上の世帯：9万円以下	■入居者の要件 ①令和2年7月豪雨時点で被災自治体に住所を有する方 ②次の要件のいずれかに該当する住宅がない方 ③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが遮断している、地すべり等により避難指示等を受けるなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方 ④大規模半壊又は半壊であっても水害により流出した土砂や流木等により住宅として利用できず、自らの住居に居住できない方 ③自らの資力をもってしては住居を確保できない方 ④災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方	■受付場所：人吉市カルチャーパレス大ホールステージ相談対応窓口 ■受付日時：令和2年8月1日～。9時から16時まで（土日祝含む） ■受付期限：令和2年12月15日まで	詳細は熊本県HPを参照⇒	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34386.html?type=to		https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/aviaw/751/14301.html	
2	【20210108更新】	市営住宅の募集（被災者向け）	■人吉市に住所を有し、全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた方 ■仮設住宅・みなし仮設等の支援を受けられた方は対象外	・先着順	建設部 管理課 市営住宅係 0966-22-2111（内線2431）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/aviaw/112/14740.html			
2-1	【20200831更新】	市営住宅の家賃を減免できる場合があります	令和2年7月豪雨で、お勤め先や自営の会社等が被災し、事業活動が行えなくなった等して、収入が減少した世帯。（解雇、休職、倒産、休業、売上の減少など）	■窓口：管理課市営住宅係（西間別館2階）	建設部 管理課 市営住宅係 0966-22-2111（内線2431）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/aviaw/757/14027.html			

2-2	【20201025更新】	罹災証明書・被災証明書の申請・交付について	■罹災証明書：住家（居住のために使っている建物）の被害程度を示す証明書。各種公的支援を受ける際に必要 ■被災証明書：住家以外の建物、家財、車両などについて被災した事実を示す証明書。各種保険の請求などに必要。 ■受付場所：10月26日より受付場所が変更されます。 ・罹災証明書：税務課（西間別館2階） ・被災証明書（建物・倉庫など被害程度判定あり）：税務課 ・被災証明書（車・家財等）：防災安全課（仮本庁舎2階） ■必要書類 ・罹災証明書（①本人確認書類（ない場合は聴き取り）②印鑑（なくても申請可）③委任状（本人や世帯員以外の申請の場合、必要）④床下浸水の場合は被害状況の分かる写真や画像データ（なくても申請は可能）） ・被災証明書（①本人確認書類（ない場合は聴き取り）②印鑑（なくても申請可）③委任状（本人や世帯員以外の申請の場合、必要）④被害状況が分かる写真や画像データ）	■罹災証明書(住家)：税務課(西間別館2階):0966-22-2111(内線1173) ■被災証明書(建物・倉庫など被害程度判定あり)：税務課(西間別館2階):0966-22-2111(内線1173) ■被災証明書(車・家財等)：防災安全課(仮本庁舎2階):0966-22-2111(内線3372)	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/g/aviaw/757/14371.htm !		
参考資料	内閣府・防災情報のページ	災害に係る住家の被害認定基準運用指針等が掲載されています。調査方法を解説する動画もあります。	http://www.bousai.go.jp/taisaku/umyou.html		災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】	http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203shishin_all.pdf	
		災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）【令和2年3月】	http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r205sonsho_all.pdf		災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き【令和2年3月】	http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203saigai_tebiki_full.pdf	
2-4	応急修理制度について 【20201201更新】	■応急修理制度 ※1 市への申込前にすでに修理業者へ工事を依頼している場合は応急修理制度の対象とならないことがあります。 ※2 市への申込前にすでに修理業者へ支払いを済ませた場合は応急修理制度の対象となりません。 【基準額】①大規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯：59万5000円 ②準半壊の被害を受けた世帯：30万円 【対象】⑦大規模半壊の住家被害を受けた世帯又は半壊若しくは準半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯 ⑧そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること ⑨応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること ※全壊の住家は原則応急修理の対象となりませんが、応急修理を実施することにより居住可能である場合は対象 ※借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理ができないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理可能 【応急修理の範囲】屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所 ※豪雨災害と直接関係ある修理のみが対象。内装に関するものは原則として対象外。家電製品は対象外。 【応急仮設住宅の使用】応急修理期間中に応急仮設住宅を使用できます。 ①対象者は応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者で、半壊以上で自らの住居に居住できず他の住まいの確保が困難な者 ②応急仮設住宅の入居期間は原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要 ③応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められていません	①大規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯：59万5000円 ②準半壊の被害を受けた世帯：30万円	■期限 ①申込期限：令和2年12月28日まで 午後4時厳守 ②工事完了期限：令和3年3月31日まで ■問合せ窓口：建設部 都市計画課 建築係 ■必要書類等（①申込チェックシート②応急修理申込書③被害状況に関する申出書④罹災証明書（写し）⑤施工前の被害状況が分かる写真(限度額で修理をする部分。床や壁を修理する場合はその部屋ごとの写真)⑥資力に関する申出書⑦修理見積書⑧修理業者の見積書⑨（借家で被災された方）借家に係る所有者の同意書⑩誓約書	建設部 都市計画課 災害住宅支援室 電話番号:0966-22-2111（内線6748・6749）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/g/aviaw/751/14504.htm !	
参考資料		■災害救助事務取扱要領（R2.5）の77頁以下「被災した住宅の応急修理」	■左要領の79頁以下「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A」		http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuuiso/pdf/kyujojiumit ori1.pdf		
2-4	【20201008更新】	家主等に対し賃貸物件の補修費の支援を行っています	■賃貸型応急住宅として提供してもらうため、家主等に対し、被害をうけた物件の補修費（入居時修繕負担金）を支援しています。 ■支援額：①大規模半壊又は半壊：59万5000円（戸）②準半壊：30万円（戸）	■窓口：熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室 ※県の事業となっています！	熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室 096-333-2818	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/g/aviaw/755/14048.htm !	

2-5	【20210121更新】	公費解体・自費解体について	■公費解体の注意点 ・建物の一部解体（リフォーム）は対象外 ・家財道具は事前に処分 ・共有の場合、同意書＋印鑑登録証明書 ■自費解体の注意点 ・解体・撤去費用の全額を補助できない場合があります。人吉市の基準により算出した金額と解体業者に支払った金額のいずれか低い方を支払います。 ・算定は登記簿の建物面積を基準としますので、実際の面積が異なる場合は申請時にご相談下さい。	■申請受付期間： ①公費解体（9月14日～令和3年1月29日） ②自費解体（9月14日～令和2年12月28日） ■混雑緩和のため9月及び10月（中旬頃）は受付日を抽選で決定。校区ごとに抽選日があり、詳細はHPを参照。 ■抽選会場は人吉カルチャーバレス棟（小ホールステージ） ■申請書類は多数必要なので窓口でご確認ください	人吉市公費解体コールセンター：0966-22-2124 市民部環境課 廃棄物対策係：0966-22-2111（内線2711）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/173/13876.html																																											
	【20201202更新】	職権による建物滅失登記が行われます。			熊本地方方法務局 復興事業対策室 096-364-2221	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/751/14559.html																																											
3-1	被災者生活再建支援制度について 【20200809更新】	<table><thead><tr><th>区分</th><th>基礎支援金（万円）</th><th>加算支援金（万円）</th><th>合計（万円）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">複数世帯</td><td rowspan="3">100</td><td>全壊世帯</td><td>加算支援金なし 0</td><td>100</td></tr><tr><td>解体世帯※1</td><td>建設・購入 2 0 0</td><td>300</td></tr><tr><td>長期避難世帯※2</td><td>補修 1 0 0</td><td>200</td></tr><tr><td rowspan="3">50</td><td>賃借 5 0</td><td>150</td></tr><tr><td>加算支援金なし 0</td><td>50</td></tr><tr><td>建設・購入 2 0 0</td><td>250</td></tr><tr><td rowspan="6">単数世帯</td><td rowspan="3">75</td><td>大規模半壊世帯</td><td>補修 1 0 0</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借 5 0</td><td>100</td></tr><tr><td>加算支援金なし 0</td><td>75</td></tr><tr><td rowspan="3">37.5</td><td>建設・購入 1 5 0</td><td>225</td></tr><tr><td>補修 7 5</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借 3 7. 5</td><td>112.5</td></tr><tr><td colspan="4">※1 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（被災者再建支援法2条2号ロ） ※2 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（同号ハ）</td></tr></tbody></table>						区分	基礎支援金（万円）	加算支援金（万円）	合計（万円）	複数世帯	100	全壊世帯	加算支援金なし 0	100	解体世帯※1	建設・購入 2 0 0	300	長期避難世帯※2	補修 1 0 0	200	50	賃借 5 0	150	加算支援金なし 0	50	建設・購入 2 0 0	250	単数世帯	75	大規模半壊世帯	補修 1 0 0	150	賃借 5 0	100	加算支援金なし 0	75	37.5	建設・購入 1 5 0	225	補修 7 5	150	賃借 3 7. 5	112.5	※1 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（被災者再建支援法2条2号ロ） ※2 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（同号ハ）			
区分	基礎支援金（万円）	加算支援金（万円）	合計（万円）																																														
複数世帯	100	全壊世帯	加算支援金なし 0	100																																													
		解体世帯※1	建設・購入 2 0 0	300																																													
		長期避難世帯※2	補修 1 0 0	200																																													
	50	賃借 5 0	150																																														
		加算支援金なし 0	50																																														
		建設・購入 2 0 0	250																																														
単数世帯	75	大規模半壊世帯	補修 1 0 0	150																																													
		賃借 5 0	100																																														
		加算支援金なし 0	75																																														
	37.5	建設・購入 1 5 0	225																																														
		補修 7 5	150																																														
		賃借 3 7. 5	112.5																																														
※1 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（被災者再建支援法2条2号ロ） ※2 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（同号ハ）																																																	
	■申請窓口：人吉市カルチャーバレス大ホール（9時～16時。土日祝含む） ■申請期限： 基礎支援金：令和3年8月3日 加算支援金：令和5年8月3日 ※申請から支給まで3カ月程度要します	必要書類（HP記載が分かりやすい） ●共通 ①リ災証明書の原本②住民票（世帯全員。被災時の住所・続柄記載のもの）の原本③預金通帳の写し 【基礎支援金】 ●解体・大規模半壊 ④閉鎖事項証明書（滅失登記簿原本）の原本 ●解体・敷地被害 ④閉鎖事項証明書（滅失登記簿原本）⑤敷地被害証明書類 【加算支援金】 ⑥契約書等の写し	人吉市生活再建支援室コールセンター 0966-22-2111（内線6740/6742）9時～17時（土日祝含む）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/757/13910.html																																													
3-1	被災者生活再建支援制度の改正（中規模半壊の方への支援金創設） 【20210204更新】	・中規模半壊に該当し、住宅の建設・購入、補修、賃借を行う方を対象。 【複数世帯】 ・建設・購入：100万円 ・補修：50万円 ・賃借：25万円	中規模半壊に該当するかの判定は税務課（西岡別館2階）において受け付けます	健康福祉部 生活再建支援室 0966-22-2125（生活再建支援コールセンター）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/757/14589.html																																												
3-2	災害弔慰金・災害障害見舞金について 【HP未掲載】	■災害弔慰金 【対象】災害により亡くなった方の遺族 【内容】亡くなった方が生計維持者の場合：500万円 亡くなった方が生計維持者以外の場合：250万円 ■災害障害見舞金 【対象】災害により心身に以下の程度の障害を受けた方 ①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を喪失したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前号と同程度以上と認められるもの																																															
		（災害弔慰金）		福祉政策係 0966-22-2111 （内線1141）		https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/reiki/eiki_honbun/g404R/G00000327.html																																											

		(災害障害見舞金)			福祉政策係 0966-22-2111 (内線1141)			https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/reiki/r/eki_honbun/g404R/G00000327.html																																						
3-3	義援金について 【20210125更新】	義援金の配分について	■基準額はHPを参照		健康福祉部 生活再建支援室 0966-22-2125	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/g/aviaw/757/14824.html																																								
3-4	災害援護資金貸付について 【20200801更新】 広報 8・9 頁	【対象】 世帯主が負傷または住居（全壊又は半壊）、家財に被害を受けた方 この貸付には所得制限があります。 <table><tr><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td></tr><tr><td>2 2 0 万円</td><td>4 3 0 万円</td><td>6 2 0 万円</td><td>7 3 0 万円</td></tr><tr><td>5人世帯※ 1</td><td>6人世帯※ 1</td><td>7人世帯※ 1</td><td>8人世帯※ 1</td></tr><tr><td>7 6 0 万円</td><td>7 9 0 万円</td><td>8 2 0 万円</td><td>8 5 0 万円</td></tr></table> ※ 1 5人世帯以上は1人増すごとに7 3 0 万円に3 0 万円を加えた額。 ※ 2 世帯の住居が滅失した場合、世帯人数にかかわらず所得制限額は1 2 7 0 万円となる被害の内容や程度に応じて貸付限度額が異なります。 <table><tr><th colspan="2">貸付区分</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td rowspan="4">①世帯主が療養1 か月以上の負傷をした場合</td><td>㊦家財、住居とも損害がない場合</td><td>1 5 0 万円</td></tr><tr><td>㊧家財の損害が1/3以上</td><td>2 5 0 万円</td></tr><tr><td>㊨住居が半壊した場合</td><td>2 7 0 万円（3 5 0 万円）※ 3</td></tr><tr><td>㊩住居が全壊した場合</td><td>3 5 0 万円</td></tr><tr><td rowspan="4">②世帯主が療養1 か月以上の負傷をしなかった場合</td><td>㊦家財の損害が1/3以上</td><td>1 5 0 万円</td></tr><tr><td>㊧住居が半壊した場合</td><td>1 7 0 万円（2 5 0 万円）※ 3</td></tr><tr><td>㊨住居が全壊した場合</td><td>2 5 0 万円（3 5 0 万円）※ 3</td></tr><tr><td>㊩住居の全体が滅失若しくは流出</td><td>3 5 0 万円</td></tr></table> ※ 3 被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情返済期間は1 0 年（当初3 年間を含む） 連帯保証人が必要 【貸付条件】								1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	2 2 0 万円	4 3 0 万円	6 2 0 万円	7 3 0 万円	5人世帯※ 1	6人世帯※ 1	7人世帯※ 1	8人世帯※ 1	7 6 0 万円	7 9 0 万円	8 2 0 万円	8 5 0 万円	貸付区分		貸付限度額	①世帯主が療養1 か月以上の負傷をした場合	㊦家財、住居とも損害がない場合	1 5 0 万円	㊧家財の損害が1/3以上	2 5 0 万円	㊨住居が半壊した場合	2 7 0 万円（3 5 0 万円）※ 3	㊩住居が全壊した場合	3 5 0 万円	②世帯主が療養1 か月以上の負傷をしなかった場合	㊦家財の損害が1/3以上	1 5 0 万円	㊧住居が半壊した場合	1 7 0 万円（2 5 0 万円）※ 3	㊨住居が全壊した場合	2 5 0 万円（3 5 0 万円）※ 3	㊩住居の全体が滅失若しくは流出	3 5 0 万円
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯																																											
2 2 0 万円	4 3 0 万円	6 2 0 万円	7 3 0 万円																																											
5人世帯※ 1	6人世帯※ 1	7人世帯※ 1	8人世帯※ 1																																											
7 6 0 万円	7 9 0 万円	8 2 0 万円	8 5 0 万円																																											
貸付区分		貸付限度額																																												
①世帯主が療養1 か月以上の負傷をした場合	㊦家財、住居とも損害がない場合	1 5 0 万円																																												
	㊧家財の損害が1/3以上	2 5 0 万円																																												
	㊨住居が半壊した場合	2 7 0 万円（3 5 0 万円）※ 3																																												
	㊩住居が全壊した場合	3 5 0 万円																																												
②世帯主が療養1 か月以上の負傷をしなかった場合	㊦家財の損害が1/3以上	1 5 0 万円																																												
	㊧住居が半壊した場合	1 7 0 万円（2 5 0 万円）※ 3																																												
	㊨住居が全壊した場合	2 5 0 万円（3 5 0 万円）※ 3																																												
	㊩住居の全体が滅失若しくは流出	3 5 0 万円																																												
	■据置期間（3年）経過後は金利1.5%（年） ■保証人ありでも有利子			福祉政策係 0966-22-2111 (内線1141)	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/dl?g=39049_filelib_2147bc7b14ae61900f1c359c3dd035ea.pdf		https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/reiki/r/eki_honbun/g404R/G00000327.html																																							
3-5	緊急小口貸付について 【20201130更新】	■貸付限度額： 10万円以内 （一世帯一回限り）。次の場合は 20万円以内 （①世帯員の中に被災による死亡者がいる ②世帯員に要介護者がいる ③4人以上の世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子供がいる） ■据置期間：貸付日から1年以内 ■償還期限：据置期間経過後2年以内 ■ 無利子で保証人は不要 ■指定する口座に送金	■貸付対象：令和2年7月豪雨で被災された方で、被災自治体に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯 ■申込窓口：人吉市社会福祉協議会 ■受付日時：8月11日から。10：00～16：00 ■必要書類等： ①罹災証明書又は被災証明書の写し ②住民票（世帯全員・続柄・発行3か月以内） ③身分証明書 ④印鑑（ない場合はご相談） ⑤送金先の通帳又はキャッシュカード	人吉市社会福祉協議会 （人吉市西間下町41-1人吉市総合福祉センター内） 0966-24-9192	http://www.fukushiku-kumamoto.or.jp/kij/pub/detail.asp?c_id=16&id=1429&type=top																																									
3-9	災害復興住宅融資について ■フリーダイヤル： 0120-086-353	【申込期限】 り災日から2年間 【対象】 次の①～④まで全てあてはまる方 ①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体からり災証明書を交付されている方（建設購入の利用は全壊。補修の利用は一部破損も対象） ②ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方 ③年収に占める全ての借入（カードローン等を含む）の年間返済額の割合が基準以下（年収400万円未満は30％以下。年収400万円以上は35％以下。） ④日本国籍又は永住許可等を受けている外国人 ※融資可能な住宅の基準あり、特に中古住宅は注意。住金と要相談。			https://www.ihf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html																																									
		【融資限度額】		融資限度額	金利※国信保の加入の有無・内容に応じ異なります。	返済期間																																								
		建設・土地を取得する場合		3700万円	HPで確認	35年																																								
		建設・土地を取得しない場合		2700万円																																										
		購入		3700万円	HPで確認	35年																																								
		補修		1200万円	HPで確認	20年																																								
		【手続き】	■り災証明書等の書類が必要です。																																											
			■保証人は 不要 です。																																											
			■団体信用生命保険に加入でき、万一の場合にも対応できます。																																											
3-9	カルチャーパレスで災害復興住宅融資の相談会を実施しています	■ご高齢の方でも親子リレー返済で融資を利用できる場合があります ■リバースモーゲージ ■令和3年1月19日(火曜日)から当分の間、相談会を 休止	■日時：毎週火曜日（10時～16時） ■人吉カルチャーパレス大ホール	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/g/aviaw/751/14129.html																																									
参考		自然災害債務整理ガイドラインHP			http://www.dgl.or.jp/																																									

4-1	【20200715更新】	児童扶養手当が全部支給となる場合があります	災害により住宅、家財等の2分の1以上の損害を受けた方を対象に、所得制限が一時的に解除され、全部支給となる場合があります。	■窓口：福祉課 児童福祉係 ■申請書類：①児童扶養手当被災状況書 ②り災証明書 ③印鑑 ④その他（個々の事情により異なる）	健康福祉部 福祉課 児童福祉係 0966-22-2111（内線1145）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/74/13612.html			
4-1	【20200721更新】	子育ての情報・相談窓口について	■ひとよし母子支援ステーション：母子の健康観察、悩み相談、母乳ケア・ベビーマッサージ等 ■母と子の育児支援ネットワーク：災害時の乳幼児栄養の支援情報、オンライン（LINE）相談等	右のHPにリンクが貼られています！	健康福祉部 保健センター 母子保健係 0966-22-2111（内線6231）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/73/13722.html			
5-2	【20200727更新】	市税等の納期限を令和2年9月30日まで延長します	■対象：令和2年7月4日から9月29日までに納期限が来る個人住民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料		市民部 税務課 諸税係 0966-22-2111（1175）	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/1054/13750.html			
5-2	【20201022更新】	申請により市税等を減免します	■対象：令和2年7月4日から令和3年3月31日までに納期限を迎える市税等（市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）	■申請場所：カルチャーパレス1階小ホール ■申請開始：9月16日～（対象地区ごと。詳細はHP参照） ■持参書類等：①本人確認書類 ②印鑑 ③り（被）災証明書 ④通帳 ⑤各税・保険料の減免事由に該当する必要書類 ⑥委任状（代理申請）	市民部 税務課 諸税係 0966-22-2111（内線1175） ■減免要件（簡易版）は→	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/di7q/=39964_filelib_f33/085c95d66a11ffbe471d6afcc53c4.pdf		https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/753/13988.html	
6-1	【20200831更新】	人吉なりわい再建サポートセンターの開設。 ※事前予約制	事業者のためのワンストップ総合窓口です。 なりわい再建支援補助金や持続化補助金など相談できます。	■事前予約制（050-3532-8757） ■受付時間：9時～17時（土日祝除く） ■相談窓口：人吉商工会議所	人吉商工会議所 0966-22-3101	https://www.city.hiroyoshi.lg.jp/q/avi/ew/755/14053.html			
6-1	【20210225更新】	なりわい再建支援補助金の申請受付	■なお、熊本地震で被害を受け、新型コロナの影響を受けた等の事情がある事業者には定額補助（5億円上限）	■受付期間：第7次公募：令和3年3月1日～15日 ■窓口：①各地域で実施する相談窓口、②郵送、③熊本県なりわい再建支援補助金交付センター（熊本市中央区神水1丁目24-6 建神ビル2階）	熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 企業復興支援班 096-384 - 8880	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3/5629.html		https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3/355.html	
参考資料		※なりわい再建支援補助金の概要を6～1頁にまとめました。	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3/35999.html		⑥令和2年7月豪雨災害に係る熊本県なりわい再建支援補助金の定額補助の要件について ⑦なりわい再建支援補助金 定額補助 交付申請マニュアル 以上、右URLにて掲載→	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3/5629.html			
6-1	【20200912更新】	事業再建等に向けて取り組む小規模事業者に対し上限200万円の補助金が出ます	■対象：令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者等 ■補助率は補助対象経費の2/3以内 ■補助額は200万円（間接被害を受けた中小事業者は上限100万円）	■公募開始：令和2年9月11日 ■第1回受付締切：令和2年9月23日 ■第2回受付締切：令和2年9月30日	人吉商工会議所 0966-22-3101	https://hitoyoshicci.or.jp/2020/09/12/3877/			
6-2	【20200818更新】	被災された農業者の相談をワンストップで受けられます	■県内11か所に営農相談窓口を設置しました。被災された農業者の相談をワンストップで受けることができます。 ■相談内容：営農に関すること全般 ・作物の栽培や家畜の飼育技術、流通・販売等に関すること ・制度資金に関すること ・補助事業等に関すること ・農地の復旧に関すること	営農相談窓口の設置。県内11か所の広域本部・地域振興局の農業普及・振興課内（9時～17時。土日祝は休み） ■県南広域本部 農業普及・振興課 0965(33)3418 八代市西片町1660 ■球磨地域振興局 農業普及・振興課 0966(24)4129 人吉市西間下町86-1（球磨総合庁舎）		https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3/4468.html			